

学校を 安全・安心な環境にするための 総合対策パッケージ

1 教員不祥事の概要について

(1) 小学校教諭の逮捕について

本市小学校教諭(30代)は、神奈川県内の施設において、女児の下着を撮影し、動画データ1点をSNSのグループチャット内に共有したとして6月23日(月)に逮捕されました。

また、神奈川県内の施設において、女児の着替えを盗撮し、また、女児に対しわいせつな行為をした疑いで7月22日(火)に再逮捕されました。

なお、当該教諭と接見はできておりませんが、本人から事情を確認でき次第、厳正に処分してまいります。

【本事案発生後の対応経過】

- 令和7年6月23日(月) 当該教諭 逮捕
- 6月25日(水) 全校に対して、不祥事防止の徹底に係る教育次長通知
当該校に、スクールカウンセラー及びスクールスーパーバイザーを派遣し、心のケア等に注力
- 26日(木) 当該校にて保護者説明会を実施
- 30日(月) 全校に対して、緊急対応を求める教育長通知
- 7月11日(金) 名古屋地方検察庁が当該教諭を起訴
- 22日(火) 当該教諭 再逮捕
- 8月 8日(金) 名古屋地方検察庁が当該教諭を追起訴

(2) 中学校長の送検について

本市中学校長(60代)は、6月13日(金)14時頃、電車内において女性2名に対し、下着を撮る目的で私用のスマートフォンを用いて動画を撮影しました。

乗り合わせた乗客により取り押さえられ、戸部警察署に任意同行されました。その後、警察において、捜査が行われていましたが、8月7日(木)に捜査が終了し、横浜地方検察庁に書類送検されました。

なお、8月22日(金)付けで懲戒免職としています。

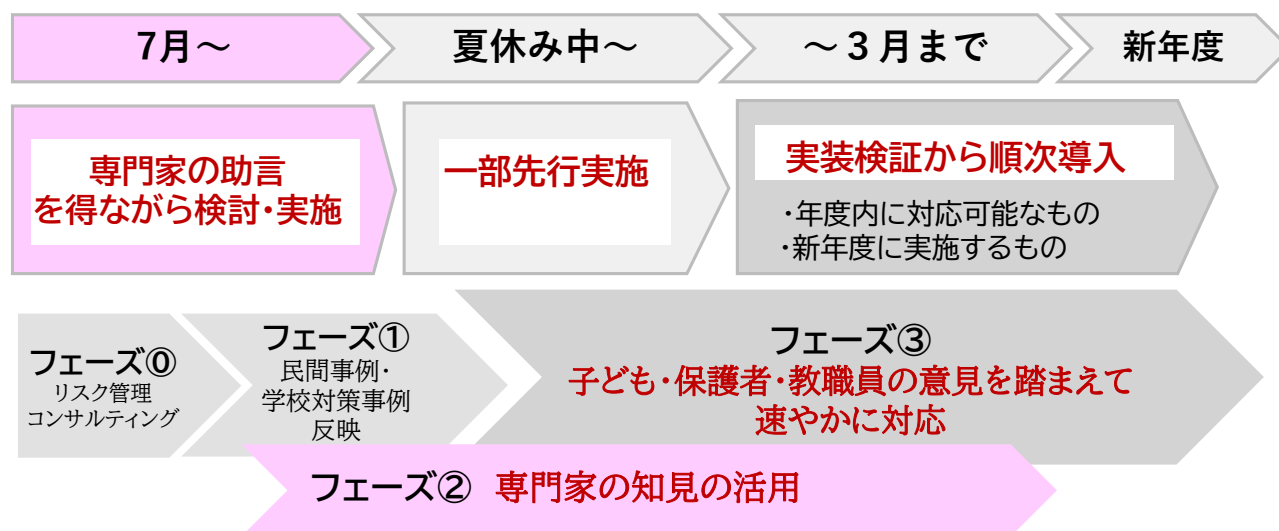
【本事案発生後の対応経過】

令和7年6月13日(金)	本市中学校長による盗撮事案の発生 (以後欠勤のため、校長業務は副校長が代行)
8月 7日(木)	横浜地方検察庁に書類送検
8日(金)	書類送検の事実を確認し、記者発表
18日(月)	当該校にて保護者説明会を実施
22日(金)	懲戒免職

2 対策検討に当たっての考え方

他都市等での事案も視野に入れて総合的に対策を検討

- (1) 不安解消に向けてスピード感を重視するとともに学校の「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわないことに留意
- (2) 対策検討委員会の複数の有識者の助言を得て実効性のある対策
- (3) 民間を含めた先行対応事例や文部科学省での研究例を参考にした効率的な検討
- (4) 学校現場の発案と子どもの視点を尊重



【参考】

教員によるわいせつ事案に関連する社会的背景

- (1) スマートフォン等撮影機器の進化
盗撮行為等が容易かつ発見しづらく
- (2) SNSの発達
人と人とのつながり方の変化
様々な問題が見えづらく、複雑に
- (3) 教育職員等によるわいせつ事案の全国的増加
性犯罪等による処分者はR5に過去最悪
(全国で320人)(文部科学省調査より)

3 対策検討委員会委員

専門分野	役職・氏名等	委嘱日
こどもの心理	元神奈川県警少年相談・保護センター所長 公認心理師、臨床心理士 西谷 晴美（にしたに はるみ）氏	7月15日
犯罪学	神奈川大学法学部 教授 公認心理師 新海 浩之（しんかい ひろゆき）氏	同
こどもの権利擁護	川崎ロータス法律事務所 弁護士 池宗 佳名子（いけむね かなこ）氏	同
教育専門家 学識経験者	学校法人桐蔭学園 理事長 桐蔭横浜大学 教授 溝上 慎一（みぞかみ しんいち）氏	同
リスク管理 コンプライアンス	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 GRCコンサルティング部 ディレクター 中嶋 淳一郎（なかじま じゅんいちろう）氏	同
若年女性支援 虐待・性的搾取	社会活動家 希咲 未来（きさらぎ みらい）氏	8月14日 (追加委嘱)

委員には、対策ごとに個々の専門的見地からの助言を随時求めています。必要に応じ、委員以外の方(※)にも、広く知見を求めています。

※アドバイザー

【行動経済学】 大阪大学 感染症総合教育研究拠点 特任教授 大竹文雄 氏

【対策全般】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地域政策部 主任研究員 土方孝将 氏

(文部科学省委託事業「児童生徒性暴力等防止推進事業」を担当)

4 対策強化のための重層的アプローチ

第1段階：採用前

教員養成プログラム

児童生徒性暴力等防止に関する履修内容の充実

※連携協定を結ぶ横浜国立大学で先行実施中

性暴力を許さない都市横浜！

第2段階：採用時

チェック

- ☑ 特定免許状失効者管理システム
(国のデータベース)
- ☑ 官報情報検索ツール
- ☑ 欠格条項の確認
地方公務員法・学校教育法
- ☑ 採用申込書類での確認
賞罰欄(懲戒処分歴)記入
- ☑ 採用試験時の確認充実
(適性検査/面接)
- ☑ 採用候補者への研修・啓発強化
(サービスの宣誓前に懲戒処分の標準例等を周知徹底)

第3段階：採用後

【人的】【物理的】の両面から抑止策を総合的に推進

物理的 アプローチ

隠しカメラ等不審物の点検強化/
私用端末等管理ガイドライン 等

人的 アプローチ

【児童生徒】 (保護者等含む)

学校内外の相談・初期
対応の充実/チーム支援
/児童生徒への啓発 等

【教職員】

犯罪学的切り口の新たな研修
/ナッジの手法やポップアップ
機能を活用した注意喚起/
相談支援機能拡充 等

スピード感をも
って進める

【有識者(対策検討委員会委員)の見解】

ハード・ソフト両面から決して「一線」を踏み越えさせない対策が重要

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 中嶋 淳一郎 ディレクター

採用後に、犯罪を起こせない・起こしにくい環境をつくるのが重要

神奈川大学法学部 新海 浩之 教授 (犯罪学)

- ・データベースで確認できるのは現状では再犯者に限定される。
- ・性暴力等を行う可能性を採用時等事前に見極めることは極めて困難

5 実施・検討中の主な対策

検討の視点 (アプローチ)	対策項目	No	主な対策	始	一部開始	済	実施済
人的 アプローチ	教職員 アプローチ	教職員の服 務規律徹 底・研修・ 行動変容・ 相談体制	① 犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～	【8月26日実施～】	始		
			② 学校組織マネジメントと人材育成～対策検討委員による研修②～	【9月24日予定】			
			③ コミットメント型啓発手法の展開 ～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～	【9月以降順次】			
			④ ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信	【7月末～】	始		
			⑤ 教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～	【9月開設】			
人的 アプローチ	児童生徒 アプローチ	児童生徒の 心理ケア・ SOSキャッ チ・人権尊 重	⑥ 「いのちの安全教育」の推進～子どもたちの心と体の安全を守る取組～	【9月～全児童生徒】			
			⑦ 一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知	【8月～】	始		
			⑧ 児童生徒向け専門相談窓口の充実～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～	【7月22日開設】	済		
			⑨ 複数の教職員での見守り・相談体制～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～	【全校展開検討】			
物理的 アプローチ	私用端末・ 撮影データ のルール・ 管理手法		⑩ 情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開	【8月中策定～】	始		
			⑪ 私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証	【9月～】			
			⑫ 画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築	【9月～】			
	隠しカメラ対 策・施設点検	⑬ 専門業者による点検（カメラの探査）・隠しカメラ検索機器の導入	【8月中実施】	済			

教職員アプローチ ①

犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～

対策のねらい・内容

犯罪学の視点から人の行動特性や組織のリスク要因、再発防止策などについて学ぶことで、学校における不祥事防止や組織マネジメントの向上につなげる。

また、被害者の生の声も含む、犯罪心理等に関する研修動画(3本)を新たに作成し、全教職員が視聴し、各校で議論することで、不祥事を起こさない環境づくりを実践する。

【講師】 神奈川大学法学部教授 新海浩之 氏 (犯罪学等)

【研修動画】 社会活動家 希咲未来 氏

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 土方孝将 氏

学校現場の声

- 校内で教職員が議論し対策を検討するきっかけとなるような研修素材が欲しい。
- これまでの研修にはない観点、たとえば、犯罪のメカニズム等の切り口が欲しい。

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】

- 性暴力に関する誤解を正しく認識し、被害者の今後の人生への影響の甚大さや、「NO」と言えない子どもに性暴力を行うことの卑劣さを全教職員が認識する必要がある。
- 犯罪の防止には加害者の問題性を排除するだけではなく犯行を取り巻く環境にも目を向ける必要があるため、学校現場を見直し、犯罪を起こせない、起こしにくい環境をつくることが有効

対策に反映させたポイント

- 管理職が人の行動特性や組織のリスク要因を学ぶことで、不祥事を起こしにくい組織づくりに取り組んでもらう。
- 犯罪要因について学ぶことで、安全な学校環境づくりに取り組んでもらう。
- 校内での具体的議論や対策を促していくきっかけとなる研修動画を作成し、夏休み明けから校内研修に活用する。

実施状況・時期

- 8月26日(火) 管理職研修 (集合・オンライン併用)⇒後日、オンデマンド動画として全校の管理職へ配信
- 8月末までに新たに、教職員向け研修動画①を作成⇒全校に配信⇒各校での議論を実施
- 9月上旬までに動画②、③を作成⇒全校に配信⇒各校での議論を実施

今後の展開

- これまで発生した不祥事案について、傾向などを有識者と共有した上で、今後の展開についても意見交換を実施
- 管理職研修終了後に事後アンケート等をもとにした効果検証の実施(研修管理システム「Plant」で集約・管理)
- 教職員が研修動画を視聴できるように研修管理システム「Plant」を通じて配信
・研修例を事務局より示し、12月末までに全校で校内研修を実施
- 研修実施後、管理職を通して事務局へ報告

教職員アプローチ ①

犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～



2つの視点でディスカッションしてください。

- 1 この動画をどのように受け止めたか
- 2 学校現場で性暴力・性被害を絶対に起こさないために私たちが考えることは何か

【画像】不祥事防止研修動画 ① より
左) 神奈川大学法学部 教授 新海浩之 氏
下) 社会活動家 希咲未来 氏



不祥事防止研修動画 ②
不祥事が起こらない・起こりにくい学校環境をつくる
～犯罪の要因の3因子を学ぶ～

不祥事防止研修動画 ③
同僚の言動の「違和感」を放置してはいけない
～違和感を大事にする職場づくり～

教職員アプローチ ②

学校組織マネジメントと人材育成～対策検討委員による研修②～

対策のねらい・内容

教職員による不祥事防止を目的に、学校組織のマネジメントの在り方やリーダーシップの発揮、人材育成等について、対策検討委員の溝上慎一氏を講師として、管理職一人ひとりが研鑽を積めるようにする。

【主な内容】

- ・一人ひとりの子どもを大切にした授業改善の在り方や不祥事を起こさないための学校組織運営について
- ・校内の教職員による児童生徒理解、支援に向けた情報共有の在り方について
- ・教職員のモチベーション向上に関する具体的取組

学校現場の声

- 子どもたち一人ひとりを大切にしたい。(小学校教育研究会)
- 児童生徒理解、児童生徒支援に向けた取組について
→子どもにも教師にも安全・安心な授業づくりに向けての助言が欲しい。(教職員)

有識者(対策検討委員)からの助言

【溝上氏】

- 管理職と教職員、教職員同士の対話の場は大切になる。メンターチームにおける活動等を充実できるとよい。
- 児童生徒理解、授業改善を一体的に図ることが根本的な改善につながる。
- 教職員の年代も経験値も様々な学校では、児童生徒の支援や指導における情報共有の機会を増やすことが必要
- 教職員のモチベーション維持も欠かせない(授業支援を含む)。

対策に反映させたポイント

- 「児童生徒一人ひとりを大切にする授業づくり」に向け、授業観察の実施や児童生徒理解に関して、積極的に教職員との対話の場を設定できるよう、管理職に取り組んでもらう。
- 校内での教職員同士の対話の場の充実(メンターチームとの連携)や研修等の設定に取り組んでもらう。

実施状況・時期

- 研修日時: 9月24日(水) 15時～(予定)
- 対象者: 全校長・校長代理 (集合型研修)

今後の展開

<教育委員会>

- 対策検討委員との打ち合わせ
- ・研修に向けた本市の諸対策についての情報共有
- ・今後の校内研修の在り方や学校組織づくり、ガバナンスの在り方等について意見交換を実施
- 事後アンケート等をもとにした効果検証の実施

<学校>

- 学校の取組について、関係者(学校運営協議会等)から評価を得ることについての検討
- 人材育成指標・レーダーチャートを効果的に活用した面談の実施

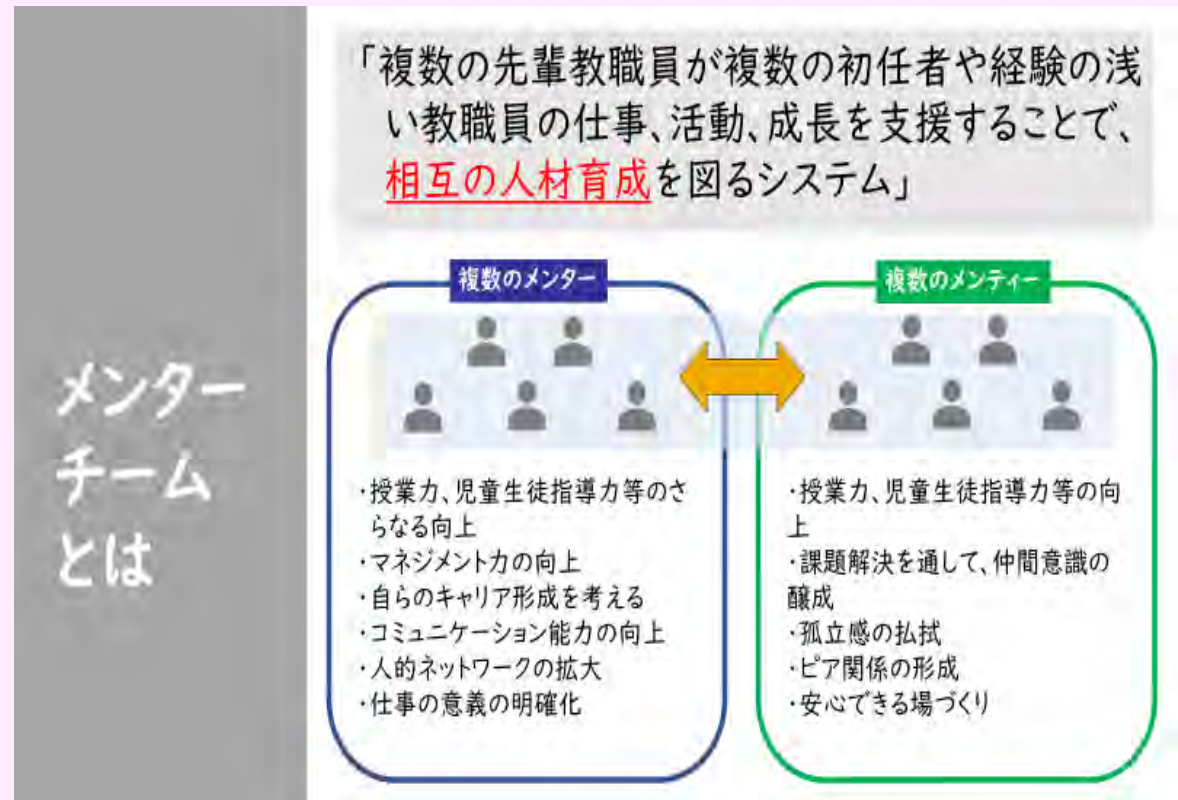
【講師】 学校法人桐蔭学園 理事長
桐蔭横浜大学 教授
溝上 慎一 氏



画像 = 学校法人桐蔭学園
大学プレスセンターより



横浜市人材育成指標



メンターチームとの連携 対話の創出

教職員アプローチ ③

コミットメント型の啓発手法の展開

～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～

対策のねらい・内容

・教職員の意識・行動変容に効果的である「行動経済学(ナッジ※)」の知見を活用した「コミットメント型」のルールづくり、啓発手法を展開します。

※ナッジ:行動経済学的な知見を使うことで、人々の行動をよりよいものにするように誘導する手法

・児童生徒への性暴力等につながる恐れのある行動を「するな」と命じるのではなく、「しません！」と児童生徒等に対し宣言することで、行動を抑止するなどの行動変容につなげる。

学校現場の声

- 教職員にとって、児童生徒への「宣言」という形は、自制心を働かせる点で有意義であり、児童生徒の多くの目があるので、行動変容につながると考えられる。
- ルール違反や、それにつながり得る「違和感」があったとき、児童生徒も、同僚教諭も、声をあげやすくなる効果が想定される。
- 「違和感」に気づいたときに相談しやすい環境の整備も重要。仮に担任に対し違和感を覚えた場合、担任に言いづらいことも想定した制度設計が必要だろう。

有識者からの助言

【大阪大学特任教授 大竹文雄 氏】
・不適切な言動をすべきでないのは皆知っている、単なる注意喚起は効果が小さい。
・抑止するには、ナッジの社会規範とコミットメントの活用が有効
・宣言したことは守りたいと思う上に、多くの他者からチェックされるので、一定の効果が見込まれる。

対策に反映させたポイント

ルールを一方向的に提示すると、やらされ感につながる可能性もあるので、学校ごとに、子どもたちや保護者等を含めて議論し、ルールの作成から周知までのプロセスを大事にするように支援していく。

実施状況・時期

・夏休み明け以降、既に同様の取組を実施している他都市の事例等を参考に、ベースとなるルールのフォーマット(見本)を作成し、順次各校に展開

今後の展開

・各校で、児童生徒活動(生徒会など)、PTAなどとも連携しながら、合意形成を図り、児童生徒に「宣言」することで、社会環境の変化にも対応したルールにアップデートしていくことも考えていく。

・各種教職員向け研修や「いのちの安全教育」の内容などとも連動させていくことで、教職員と児童生徒との共有を図り、より浸透・持続性のあるものとしていく。

コミットメント型の啓発手法の展開

～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～

取組のイメージ

小学校高学年向けの手紙

Point
子供に伝わるよう「イヤだなあ」「こまったなあ」と表現

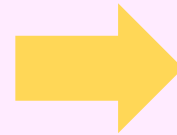
みなさんが学校生活の中で、イヤなことをされたり、こまったなあと思うような目に合わないよう、先生たちには新しくできた法りつでルールができました。

例えば、

- 先生は、学校の中や学校の外でみなさんと、内しよで二人きりになりません。
- 先生は、みなさんと内しよで連らくをしません。
- 先生は、みなさんの体に、必要もないのにさわりません。

Point
ルールを守らない先生がいたらイヤと書いて良いことを明記

先生たちは学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。そしておうちの人や、ほかの先生など、信頼できる大人に、相談しましょう。



横浜のオリジナル強化イメージ

【ナッジのポイント】

不適切な行動を抑止するには
ナッジの社会規範と
コミットメントの活用が有効

×
デザイン
×
作成プロセス

宣言したことは守りたいと思う上に、
多くの他者からチェックされるので、
一定の効果が見込まれる。

東京都の取組事例
(文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集」より)

教職員アプローチ ④

ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信

対策のねらい・内容

- 対策のねらい
 - ・注意喚起のポスターは、景色のように溶け込んでしまうこともあるので、**ICTを活用して定期又は不定期にメッセージを配信**し、教職員の注意を喚起し続ける。
 - ・職員参加型の取組とすることで、教職員ひとり一人が不祥事を「自分事」として捉えるきっかけとする。
- 内容
 - M365のチャンネル機能を活用**し、金曜日や休暇前などに、メッセージ内容を随時工夫しながら、**不祥事防止のメッセージを適宜発信**する。

学校現場の声

- 校長としてももちろん取り組むが、事務局からも、**教職員が不祥事を自分事として捉えるよう働きかけ**て欲しい。(学校管理職)
- ごく一部の職員による不祥事であっても、横浜の教育行政の信用が失墜し、教員志望者にも影響を与えかねないので、全教職員が信頼回復に取り組まないといけない。(教職員)

有識者からの助言

【大阪大学特任教授 大竹文雄 氏】
・行動変容を促すためのナッジを、適切なタイミングで提供することが有効
・**教職員の目に留まりやすく、ポジティブな表現や構成とすることが効果的**

対策に反映させたポイント

- 発信時期の工夫
学校閉庁期間前や金曜日等、発信タイミングを工夫することで、不祥事の未然防止につなげる。
- 発信方法・掲示の工夫
パソコン(端末)起動時に表示するなど、教職員の目に留まりやすい場所にメッセージが表示されるよう工夫する。

実施状況・時期

- **7月31日(木)、8月25日(月)**
 - ・**学校管理職に向けて、チャンネル機能を活用した不祥事防止メッセージを発信し、職場での議論**につなげる。
- 8月20日(水)
 - ・大竹教授から行動経済学を生かした注意喚起の方法について助言

今後の展開

- 定期又は不定期な発信
 - ・気が緩みやすい金曜日や休暇前、他都市での事件があったタイミング等に発信
 - 学校へ注意喚起を発信し効果検証(9月以降)
 - ・M365を用いた教職員一人ひとりに向けたメッセージを発信(10月以降)
- 教職員参加型
 - ・メッセージ案を教職員又は事務局から募集し、参加型の不祥事防止策として展開(12月以降)

取組のイメージ(ポップアップメッセージの例)

「子どもを悲しませない」
が行動基準

あなたの行動が、教育の価値を決める

先生、どうして？



不祥事は金曜日から週末にかけて多く発生する傾向があります
たった一度の軽率な行動が、これまで築いてきた信頼や、大切なものを一瞬で失わせてしまうかもしれません
一度失った信頼を取り戻すことは、決して容易ではありません
あなたを信じている子どもたち、支えてくれる家族や友人、そして誇りある職業——
それらを守るためにも、日々の行動に誇りと責任を持ち、信頼される存在であり続けましょう

横浜市教育委員会

教職員アプローチ ⑤

教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～

対策のねらい・内容

- 対策のねらい
教職員健康相談室では、平日午前9時から午後5時まで、「こころ」と「からだ」の相談を電話や面談にて受け付けているが、日中授業がある教職員が利用しづらい現状を打開する。
- 内容
・忙しい教職員が相談しやすい、**平日夜間や休日に外部相談窓口を開設**
・**LINEアプリ(電話相談も可能)を活用**することで、早期に気軽に相談できるようになり、重症化を防ぐだけでなく、**教職員が心身の健康を保つための支援を実施**

学校現場の声

- 不安などを感じた際に、いつでも話を聞いてもらえる窓口があると良い。
- 校長や副校長に直接は相談しづらいため、話だけでも伝えてほしい。
- 同僚が悩んでいるので、相談窓口などを伝えたい。
- 勤務時間中は忙しいので、健康相談室の受付時間内に連絡することが難しい。
- 県外から採用されたため、家に帰ると一人で、話ができる相手が欲しい。
- 匿名で相談したい。

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】
SNSを活用した相談は悪くないが、利用する年齢層に偏りが出るのが想定される。40代、50代以降へのアプローチが必要

対策に反映させたポイント

LINE相談の有効性は関連事業者へのヒアリングで確認済みだが、SNSに馴染みがない教職員が相談しやすいように、電話相談も同時間帯に受ける方向で調整中

実施状況・時期

こころとからだの健康相談
「よこはまケアトーク」の9月開設予定

- SNS等を活用した外部相談窓口の受付時間
平日 午後5時～午後10時
休日 午前9時～午後10時

今後の展開

- 9月 ○ 外部相談窓口開設
- 教職員への周知
・各研修で「よこはまケアトーク」の案内配付、YCAN掲載等
・「教職員健康相談室だより」での案内 等

教職員アプローチ ⑤

教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～

現行の相談体制

横浜市教職員健康相談室
(産業医6名、専門医6名、専門職10名)



平日9:00～17:00 (第2土曜日9:00～12:00)

+ 【拡充】

新規事業「よこはまケアトーク」
(専門職2名)



平日17:00～22:00 休日9:00～22:00

横浜市 教職員のための こころとからだの健康相談

よこはまケアトーク

上司や先輩に注意されてばかりで毎日つらい。
夜中に目が覚めてしまう。寝つきが悪い、朝がつらい。
頭痛や吐き気がする。精神的なものか肉体的なものか相談したい。
不眠だが病院に行くほどではない気がする。
学校では校長や副校長に相談できない。話だけでも聞いてほしい。
不眠だが病院に行くほどではない気がする。
委員会に伝えてもらいたい。
車外から来たので身近に相談できる人がいない。
誰かの声がききたい。ただ話を聞いてほしい。

ひとりでかかえないでほしいから

少しでも悩んだら、まずはLINEしてみてください。

LINE通話相談 (無料) 平日 17:00-22:00 土日祝 9:00-22:00

匿名で相談できます
・プライバシー厳守
・本人・身体の問題のため必要がある場合を除き、個人情報や相談内容が学校等に伝わることはありません。

就業後や休日に利用できます
・教職員健康相談室の専用LINE（平日9:00-17:00）以外に利用できます。
・平日中忙しい教職員の方も、利用できます。

悩みに合わせて対応します
・相談室の専任相談員（有資格者）が対応します。
・ちょっとした気かりを解決するためにも、気軽に利用できます。

横浜市教職員のための外部相談窓口です。教職員健康相談室の閉室時間帯に気軽に利用できます。
LINEから電話相談に切り替えることもできます。
希望されたときは学校や教職員健康相談室に引き継ぎます。

横浜市教育委員会事務局 教職員労務課 Tel.045-671-4638

案内チラシ(案)

児童生徒アプローチ ⑥

「いのちの安全教育」の推進～子どもたちの心と体の安全を守る取組～

対策のねらい・内容

児童生徒が、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることで、性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないよう、全市立学校で『いのちの安全教育』を推進します。

【主な内容】

- ・授業を通じて、性暴力に関する正しい知識や対処法を身に付けさせる。
- ・相談支援体制を確立し、児童生徒の声をキャッチしやすくする。
- ・養護教諭の専門性を活かした指導や外部講師等の活用による指導力の充実

学校現場の声

- スマホ等から性情報をひろいやすい環境にあるからこそ、自分を守るためには、正しい知識を、小学校から積みあげていくことが大事(中学校・高校教員)
- 適切な教材があれば指導を進めやすい。(特別支援学校教員)
- 「いのちの安全教育」の全校展開が子どもを守ることにつながる。(小学校教員)

有識者(対策検討委員)からの助言

【池宗氏】子どもたちにSOSの発信の仕方を教えた上で、丁寧に話を受け止めることで「声を上げて良いんだよ」と伝えていく必要がある。

【溝上氏】いのちの安全教育を教育課程上に位置づけるとともに学校教育目標とも関連付けてマネジメントすることが大切

【西谷氏】児童生徒から相談を受ける場合は、場所や座席などに気を配ることが必要

対策に反映させたポイント

- 発達段階に応じて児童生徒が考えることを大切に「いのちの安全教育」の実施と合わせ、「個別の相談・支援」を充実させる。
- さらに、日常的な支援及び取組(毎日の健康観察等)と連携させ、性暴力被害の早期発見・早期対応につなげていく。
- 指導資料において、相談環境の配慮について記載

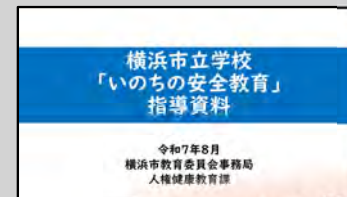
実施状況・時期

- 11月末までに市立学校の全児童生徒に緊急的に授業を実施する。
- 児童生徒からの相談が増えることを想定し、授業では相談窓口等の情報も提供しながら、「個別の相談・支援」にもつなげていく。
- どの教員も指導できるように、指導者用eラーニング研修も実施する。

今後の展開

- 「いのちの安全教育」を各校の教育課程や学校安全計画等に位置付け、計画的・体系的に取り組む。
- 「いのちの安全教育」の充実に向けて、パイロット校で授業実践を行い、好事例の展開を図る。(令和8年度～)

指導資料



じぶんのからだ



大切な心と体を守るために

授業の内容

- よりよい人間関係ってなんだろう？
- 性的な暴力とは？
- もし性的な暴力の被害にあったら...



動画資料

「いのちの安全教育」とは

横浜市立学校における「いのちの安全教育」のイメージ図

性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないための「いのちの安全教育」



子どもの社会的スキル横浜プログラム「SOSサインの出し方教育プログラム」



個別の相談・支援充実



毎日の健康観察



日常の支援及び取組

児童生徒アプローチ ⑦

一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知

対策のねらい・内容

性被害に関する子どもたちのSOSを早期に察知するため、一人一台端末や専門職(スクールカウンセラー【SC】、スクールソーシャルワーカー【SSW】)の活用等を推進し、不安の声に寄り添って対応する。

- 一人一台端末から、各学校のセクシャル・ハラスメント相談窓口に申し込める仕組みを導入
- 「横浜St☆dy Navi」で実施している「毎日の健康観察」を活用したSOS察知の強化
- ケアスキル向上のため、SC、SSWを対象に、外部専門家による専門研修を実施
- 各種アンケートにおいて、性被害に関連する項目を充実
- 児童生徒への性暴力発生時の対応マニュアルを作成

学校現場の声

- 性的な被害の対応は、慎重さも求められ、難しさを感じる。(小中学校)
- 保健室に行くこともハードルが高い場合があるので、一人一台端末から声をあげられる仕組みが望ましい。(小学校)
- 新たに「セクハラアンケート」を実施すると、適切ではない反応も一部に出てくるので、現行アンケートの追加項目として聞く方が、SOSキャッチに繋がると思う。(中学校)
- 学校で実施するアンケートの場合、担任が回収することになるので、子どもが回答しにくい場合も考えられる。(中学校)

有識者(対策検討委員)からの助言

【池宗氏】

声をあげていいという安心感を与えた上で、「この人なら相談してもよい」といったところも聞けたらよい。性被害は時間経過後に症状等を発することもあるため、定期的な生活アンケートに性被害に関する項目も入れて、継続的に変化を見ていくことも有効

【中嶋氏】

アンケートについては、セクハラに特化するよりも、様々な質問があると、答える人の負担は減るだろう。

対策に反映させたポイント

一人一台端末からの相談は、SOSをキャッチすることを目的とした構成とし、相談相手も指定できるようにした。

実施状況・時期

- SCとSSWを対象にした外部講師による研修を実施(8月4日(月))
- いのちの安全教育の実施に併せ各学校に相談申込用のフォームの開設を依頼し、10月より全校で実施予定
- 性暴力対応マニュアル(概要版)を作成し(8月中)、各学校に周知(9月～)

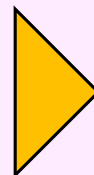
今後の展開

- 毎日の健康観察の自由記述欄に性被害に関連する内容があった場合は検知できるよう改修(9月)
- 毎年12月に実施している生活アンケートの、性被害に関連する項目を充実
- 各種アンケート類をクロス集計等により分析することで、SOSをより早期にキャッチする方策を専門家を交えて研究

一人一台端末から、各学校のセクシャル・ハラスメント相談窓口へのアクセスイメージ



L-Gate上の【セクハラ相談窓口】をクリックする。



申請フォームにて回答を行う。

児童生徒アプローチ ⑧

児童生徒向け専門相談窓口の充実～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～

対策のねらい・内容

スクールソーシャルワーカー等が対応する、性被害に特化した相談窓口（相談フォーム・電話相談）を設け、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

【受付後の対応】

一人ひとりに寄り添うことを基本に、事案に応じて、警察・児童相談所等の関係機関と連携する。

学校現場の声

- 夏休みになると、学校ではSOSに気づきにくくなるので、教委が設置した専門の相談窓口があることは心強い。(小学校)
- 電話だけでなく、インターネットを活用した相談窓口は、今の子どもたちにとって有効と期待している。(中学校)

有識者(対策検討委員)からの助言

【西谷氏】

- こどもが性被害を自覚していない事案を含めて、相談することへの心理的負担を考慮した相談窓口が必要
- アンケートという手法もあるが、詳細な内容を聞く場合、回答者にかなりの負担となり、被害者への二次被害になりかねない。
(池宗氏も同趣旨の意見)
- 子どもは、自分の回答が誰にどのように渡っていくかも気にする。
- 包括的な機能を持つ窓口を設置するのも有効

対策に反映させたポイント

性被害全般に関し、心理的な負担が少なく申し出られるよう、電話とフォームを併用した窓口を設置

実施状況・時期

- 7月22日(夏休み初日)に開設済み
 - ・案内チラシを全児童生徒に配付
 - ・「すぐーる」にて保護者にも周知

今後の展開

- いのちの安全教育の機会や、相談カードの配付などを通じて、定期的に相談先を周知
- 子どもたちの心情や負担に配慮しながら、弁護士等の専門家に直接相談が出来る体制を検討・実施

相談フォーム画面

The screenshot shows a web-based consultation form. At the top, it says '内容詳細' (Content Details). The main title is '性被害(セクハラ)相談フォーム' (Sexual Harassment Consultation Form). Below the title, there is a section 'このフォームについて' (About this form) which explains that the form is for reporting sexual harassment and provides instructions on how to use it. There is a button labeled 'チャットでのお問い合わせ' (Inquiry via chat). At the bottom, there is a section 'ちゅういすること' (Notes) and a footer with contact information for the city's digital support center.

相談窓口
案内チラシ

A版

じぶんだけのたいせつな「ところ」と「からだ」

み 水ぎでかくれるところはたいせつなところ（「プライベートゾーン」）

くちかおもたいせつ!

じぶんのプライベートゾーンは隠さない、さわらない。あいてのプライベートゾーンも隠さない、さわらない。

き よりをまもろう

「きよりのきり」もかよれりたりかわれりたりするものがあるといふ。

このころのきり じぶんに必要なよいきりでも、いつもじぶんとおんなじきりではありません。あいてのきりもきりたいていし、じぶんのきりもきりたいていしつじましよう。

いやなきもちになったときは…

じろじろみられた

プライベートゾーンをみられた、さわられた

いやだな

きりがちかすぎる

たにんのプライベートゾーンをみせられた、さわらせられた

いやだ!

「いやだ」といおう

にげよう

そうだしよう

ちゅういしよう!! けいたいでんわやSNSなどをつかうときに気をつけること

○予ぎずかたやはだかのしゃん、どうがをとったり、おくたりしない。

○インターネットでしりあつたあいてをかんとんにしんじない。

○インターネットでひろがつたしゃんやどうがは、かんとんにけすことはできません。

じぶんだけのたいせつな「ところ」と「からだ」をまもろう!

『生命の安全教育教材』（文部科学省）を加工して作成
https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_31.pdf
https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_33.pdf

セクハラって、例えばこんなこと

B版

例えば、こんなことがセクハラになります。

- 写真もないのに「裸」を撮る。
- 性的な言葉をかける。
- 胸などの写真を見る。
- しつこくデートに誘う。
- 性的なからかいをする。
- 彼女について悪口にする。

- 悪口・悪罵などで性的なメールや画像を送る。
- 下着や羞恥系を見る。
- 裸をしつこくながめる。
- 強制性交を強要する。
- 同意なくして性的な行為をする。
- 同意なくして悪口をする。

ふさい不快

「入」を「裸」にさせる性的な言動（発言や行為）のことをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）といいます。セクハラは、強制により「強制」を「強要」するべきとする「入」にもとづいて「入」を「裸」にさせる言動も含まれます。裸に「入」るかどうかは「入」によって決まります。

相手「裸」にさせるつもりで「行」ったことでも、あなたが「裸」と「入」れば、それはセクハラになります。被害にあった場合、被害にあったのはあなたのせいではありません。ひとり「入」らず、「裸」にしましょう。

- セクハラは「人権」侵害、わいせつな「行為」は犯罪です。
- 同意から「同意」が「同意」だけでなく、同意に「同意」しても「同意」です。
- 生まれもった性として「同意」する「同意」が「同意」する「同意」する人からかうことも、セクハラになります。
- 「教育」職員等による児童生徒「同意」等の禁止等に関する法律」が令和4年4月から施行されています。（令和5年7月2日改正）

もし、セクハラにあたり、セクハラ場面を見たりしたら…

例① セクハラを受けた。

みんなが喜ぶだろう。

寝や下着の画像や画像が送られてきた。

「がまんをしない。いやだと声をだす。やめてほしいと伝える。その場から逃げる・距離をとる。相手からの連絡に返信しない。信頼できる人に相談する。」

例② セクハラを見た、被害を相談された。

「今まで何人につきあった？ だれにつきあったことないでしょ？」

こんなことを言われて…

「あなたは悪くない。」ということを受ける。相手の話を否定しないで丁寧に聞く。信頼できる人に相談する。

信頼できる人（担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、保健室、身近な人）に助けを求めましょう。

『生命の安全教育教材』（文部科学省）を加工して作成
https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_31.pdf
https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_33.pdf

児童生徒アプローチ ⑨

複数の教職員での見守り・相談体制～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～

対策のねらい・内容

子どもたちの安全・安心を守るためにも、児童生徒に複数の教職員が関わることで、児童生徒の心の安定や教職員の児童生徒理解の向上を図り、組織的に子どもたちを支える。

【チーム学年経営】

教科分担制を推進し、学級を持たない「チーム・マネジャー」がコーディネート役を担うことで、「学年担当」というチームで、学年を経営する。

【チーム担任制】

特定の教職員が担任を務めるのではなく、それぞれの学年の教職員が、学級担任業務をローテーションにより分担し、チームにより学級を経営する。

学校現場の声

○チーム担任制(R7試行校校長ヒアリングより)

- ・チーム学年経営を基盤としているので、児童・保護者にとっても違和感がない。
- ・複数の教職員が関わることによって児童理解が進み、児童にも落ち着きが見られる。
- ・情報共有の仕方を工夫することで教職員の意識も高まり、風通しもよくなっている。
- ・保護者からも「主担当の担任が休みの際も、複数の教職員が対応していることが分かり、子どもが安心してた。」との声

有識者(対策検討委員)からの助言

【溝上氏】

- 子どもたちの安心・安全という危機管理の面と、ティームティーチングや補助指導の促進による学びの面での効果が期待できる。
- 教員にとっては、他の教員の指導や関わりの様子を見られることで、教職員の人材育成にもつながる。

対策に反映させたポイント

・小学校における高学年以外の学年や中学校への取組の推進に向けた検討の実施

実施状況・時期

- チーム学年経営
令和7年度から高学年を中心に、小学校・義務教育学校(前期課程)全校で展開
- チーム担任制
令和6年度:モデル校での試行・研究開始(9校)
令和7年度:モデル校での試行拡充(20校)

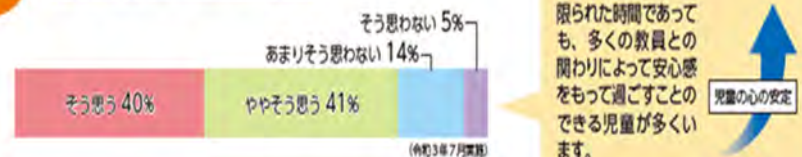
今後の展開

- チーム学年経営
全校展開の継続
- チーム担任制
・小学校全校に展開(令和8年度～)
・モデル校での事例研究(継続)
・中学校での導入に向けた検討(令和8年度)

○チーム学年経営実施校 これまでのアンケート結果

児童アンケートから

「学年のほかの先生が関わってくれるので、安心して過ごしている」についての児童の回答状況

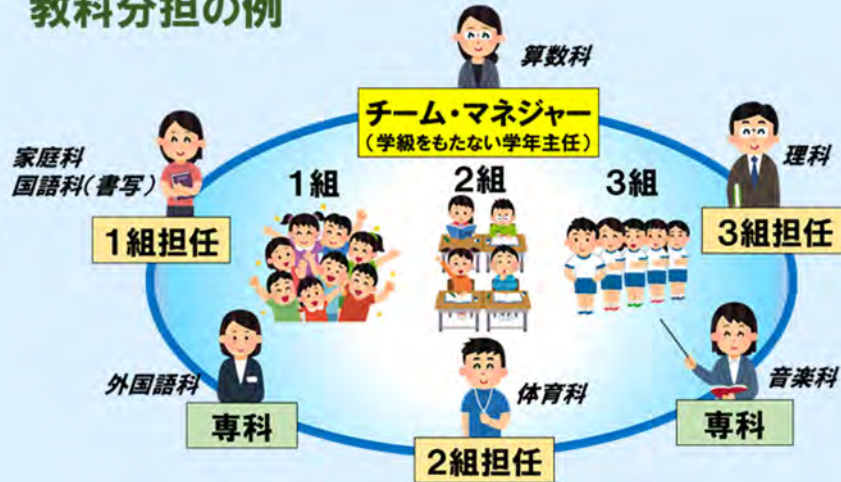


限られた時間であっても、多くの教員との関わりによって安心感をもって過ごすことのできる児童が多くなります。

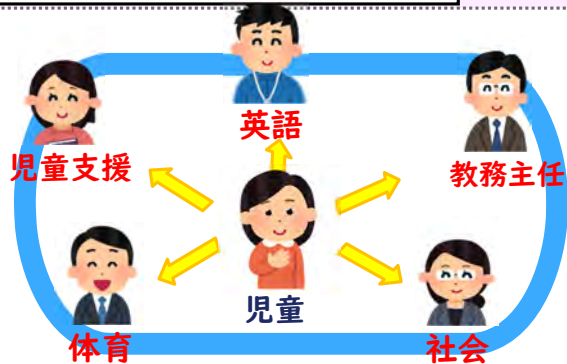


チーム学年経営の取組例

教科分担の例



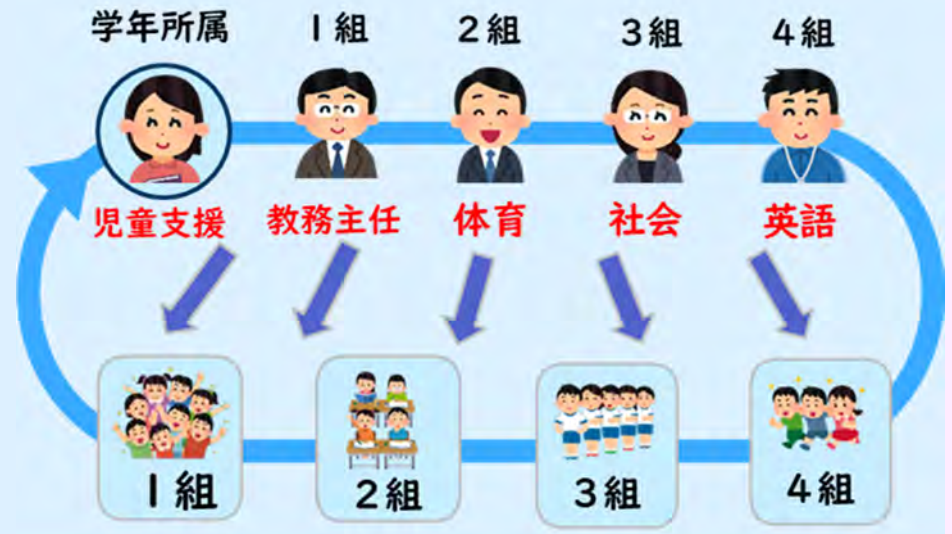
【チーム担任制】児童からの視点(例)



学年の教員全員が
1人の児童の担任

誰にでも相談できる！

チーム担任制の取組例(ローテーション型)



- ・ 全員が担任なので、相談する先生を自分で選べる！
- ・ 1日の中でも多くの先生が、授業を通してクラスに関わってくれるので、安心して生活できる！

物理的アプローチ ⑩

情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開

対策のねらい・内容

教職員等が情報機器を適切に取り扱い、児童生徒の安全・安心を守り、信頼される学校教育を推進するためのルールと意識の徹底を図る。

- 主な内容
 - ・情報機器等の種類と定義を明確化
 - ・私用携帯端末の業務利用の禁止と例外的利用の場合の留意点
 - ・教職員等による写真等の撮影における遵守事項

学校現場の声

- **情報機器の扱いについて、具体的な運用事例等を再確認し共有できると、職員への指導がしやすくなる**とともに、安心してICT活用を進められる。(小学校長)
- 修学旅行や校外学習の際に私用端末で連絡をせざるを得ない場面もあった。(中学校教員)
- 先生たちが写真を撮っている場面はたくさんあったけれど、どうして撮っているのかは分からなかった。(小学生)

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】

- 不祥事防止ではなく、**子どもが安心して安全に学校生活を送れるようにするためのガイドラインである。**
- 保護者や地域の方にもガイドラインを理解していただくことが必要

対策に反映させたポイント

- ガイドラインの目的を修正し、現場の声を聴きながら継続的に更新していく。
- 保護者や地域の方も含めて子どもが安心して学校生活を送れるようにガイドラインに記載する。

実施状況・時期

- 児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、その指針として**9月頃に学校に展開し、随時更新**

今後の展開

- 各校種校長会等を通じて、現場の実情や声を取り入れて、ガイドラインを更新
- ガイドラインの理解を深めるための周知徹底
- 効果的なガイドライン活用事例の共有により、日常的な意識づけを促進



注意喚起 (イメージ)

ガイドライン
(イメージ)

横浜市立学校における情報機器端末等の利用及び
写真等の撮影に関するガイドライン

制定 令和〇年〇月〇日

1 ガイドライン策定の目的

教職員等が私物のスマートフォンやタブレット端末等の情報機器端末を利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながる事象が発生している現状を受け、児童生徒が安心安全に学校生活を過ごせること、また、信頼される学校教育を推進することを目的に、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、留意点を提示し、教職員等の意識の醸成を図ることを目的とする。
(なお、本ガイドラインにある下線部は現場での実践につなげるうえで特に重要な観点となりますので、内容の確認とあわせて十分ご留意ください。)

2 本ガイドラインにおける教職員等の範囲

学校に関わる全ての教職員等
※ 校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、給食員、用務員、任期付職員、臨時任用職員、会計年度任用職員、学校教育ボランティア、特別支援教育支援員 …等

3 根拠規則

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱 第22条
(私用の情報機器等の業務利用)
職員は、私用の情報機器等を原業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ担当者(校長・校長代理)の許可を得て利用することができる。

4 定義

情報機器端末等は次のとおり
(1) 携帯端末機…サーバや他の端末機からデータを取得して、持ち運び利用ができる機器をいい、スマートフォン、タブレット、モバイルPC等を含む
(2) 記録媒体…ハードディスク、磁気テープ、USBメモリ、SDカード等、情報を記録することができる媒体をいい、スイッチ等により一時的に記録を不可としたものを含む。ただし、電子計算機に内蔵されたハードディスクは除く
(3) 外部記録媒体…USBメモリ、SDカード等のうち、容易に持ち運び可能な形状のもので、学校外への持ち出しが可能な記録媒体をいう。内部記録メモリを備えるデジタルカメラやビデオカメラ等も含まれる。

5 携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用等の原則

公用の情報機器端末等の利用が原則であり、私用の情報機器端末等は原則業務に利用してはならない。例外的対応として、私用の携帯端末機については、真にやむを得ない場合に限り、校長・校長代理の判断で利用することができる。

6 公用携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用等について

- (1) 教職員等による写真等の撮影について
 - ア 教職員等による写真・動画の撮影は、児童生徒等の学習活動をはじめとした教育活動に真に必要な検討した上で行うこと。
 - イ 撮影にあたっては、児童生徒等に声掛けや敬意を着用する等、配慮し行うこと。
 - ウ 校外学習等における撮影者が特定の職員に偏らないよう留意すること。
 - エ 必要に応じて、保護者等に撮影を行うことや撮影した写真・動画データ等の利用方法等について説明し、理解を求めること。
 - (2) 記録媒体・外部記録媒体の利用管理について
 - ア 記録媒体・外部記録媒体を利用しないときは、旋錠できる保管庫等に保管すること。
 - イ 学校長は、外部記録媒体として「記録媒体持ち出し簿」等を作成し、保有台数、利用状況(利用者、利用目的、持ち出し先等)を適切に把握、確認できるようにすること。
 - ウ 持ち出した外部記録媒体を返却する際は、内部記録メモリを速やかに消去し、ダブルチェックした上で返却すること。
 - (3) 写真・動画データ等の管理について
 - ア 撮影した写真・動画データ等は、教職員等が共通でアクセスできる共有サーバ内に格納フォルダを作成し、保存管理すること。
 - イ 写真・動画データ等を外部に持ち出すときは、「外部持ち出し許可簿」等を作成し、学校長の許可を得ること。
 - ウ 学校長は定期的に格納フォルダ内の写真・動画等のデータをチェックし、今後、利用することが見込まれないデータについては速やかに削除すること。
 - エ 内部記録メモリ及び格納フォルダ内等において、不適切な写真・動画等を発見した場合も、速やかに学校長に報告すること。
- ※横浜市立学校における個人情報取扱いに関する補足資料 P.10(4)に準じた運用

7 私用携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用について

- (1) 教室等、児童生徒が活動する場所への私用の情報機器端末等の持ち込みは原則禁止とする。
- (2) 私用の情報機器端末等による、児童生徒等の撮影は禁止とする。
- (3) 私用の記録媒体・外部記録媒体の使用及び記録等は禁止とする。
- (4) 私用の記録媒体・外部記録媒体を学校備品の情報機器等で使用することは禁止とする。
※例外的対応として、私用の携帯端末機については、真にやむを得ない場合に限り、校長・校長代理の判断で利用することができる。(例:「児童生徒に関わる緊急対応」「校外学習、宿泊体験学習、部活動の引率及び連絡」)。

8 その他

- (1) 校長は、安心安全な教育活動が行えるよう、日ごろから児童生徒、保護者等への理解を求めよう努めること。
- (2) 本ガイドラインが遵守されるためには、教職員等一人ひとりのモラルが重要であり、学校に関わる全ての教職員等が高いモラル意識をもてるよう、校長・校長代理は日ごろから意識付けを図ること。
- (3) 本ガイドラインが遵守されない状況が発覚したときは、校長・校長代理に速やかに報告し、校長・校長代理は適切な対応をすること。

物理的アプローチ ①

私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証

対策のねらい・内容

児童生徒が安心して学習できるよう、私用携帯端末利用禁止を徹底するとともに、私用端末がなくても業務に支障を生じさせない対応策の効果検証を行う。

- 主な取組
 - ・保管BOXの設置とポスター掲出による教職員の行動変容の検証
 - ・校内Wi-Fiを活用したインターホン等のモデル検証

学校現場の声

- 校内の連絡手段がないので、安全管理上、私用携帯を使うことを認めざるを得ない場面があった。(中学校校長)
- 教職員の私用携帯端末を、児童が活動する場所へ持ち込まないことを児童や保護者に伝えることで、安心感をもってもらうことができる。(小学校校長)

有識者(対策検討委員)からの助言

- 【新海氏】
- 検証する際には、何を明らかにする効果検証なのかを明確にし、アンケート項目に反映させる。
 - 当事者意識をもてるように、実現可能でスピード感のある対応策の案を、先生たちにも出してもらうのがよい。

対策に反映させたポイント

- 試行校で効果検証のアンケートをとる際には、効果検証の目的を明確にし、それをアンケート項目に反映する。
- アンケート項目の中に、先生たちが対応策について考えられるような項目をつくる。

実施状況・時期

- Wi-Fiインターホンを9月にテスト設置し、本ネットワーク上での動作確認と運用方法等を検証
- 保管BOXを9月にテスト設置し、運用方法等を検証
- 検証を受け来年度予算で整備(予定)

今後の展開

- インターホン未整備となっている一部の学校へ、順次設置を検討

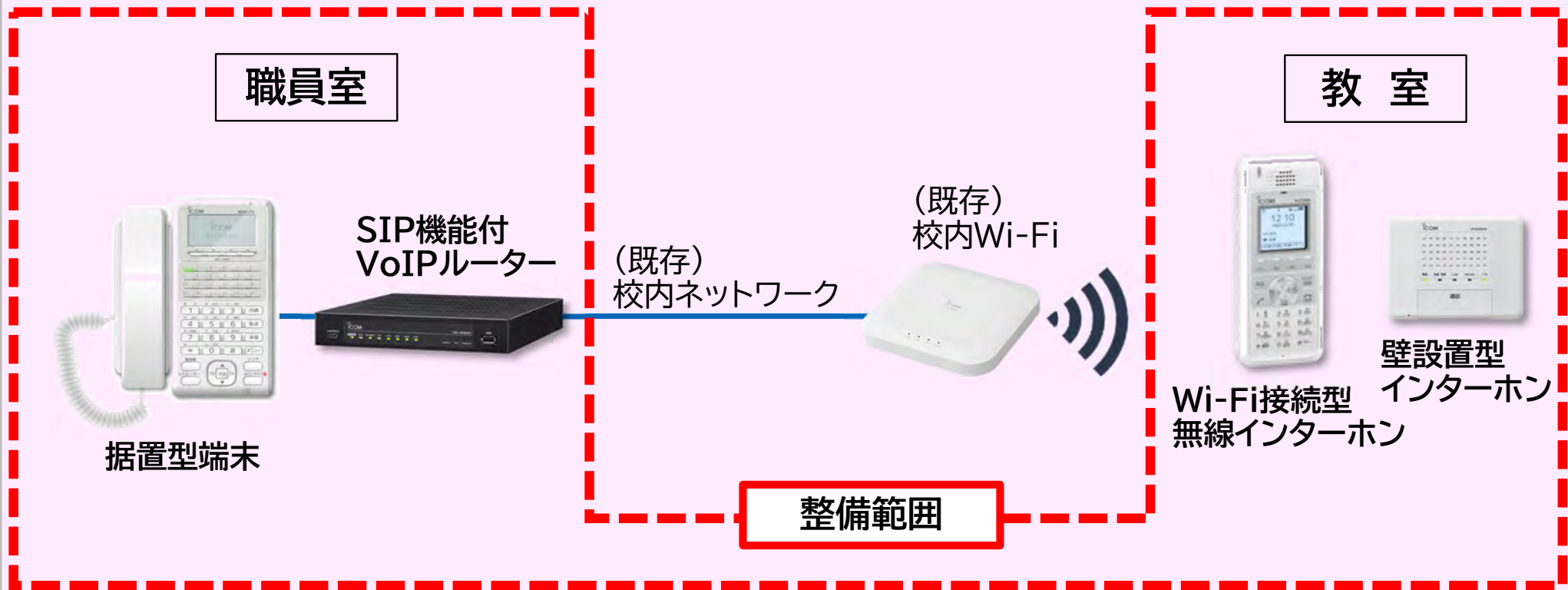


注意喚起 (イメージ)



保管ボックス (イメージ)

校内Wi-Fiを活用した無線インターホン(イメージ)



物理的アプローチ ⑫

画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築

対策のねらい・内容

学校活動の記録のために撮影した画像や動画等のデータを適正に管理し、漏えいを防ぐ。

【主な内容】

・データは、アクセス履歴が記録される、教育委員会が管理するクラウド又は学校管理の共有サーバへの保存を徹底する。

・これにより私的なデータ持ち出しを抑止する。

学校現場の声

- 校務情報の管理が一元化されていないため、どこにどのようなデータがあるのか、把握しづらい状況にある。(校長)
- 情報管理について、職場内で共通理解が不十分なことに不安を感じていた。(教職員)
- 学校で撮影した写真が勝手に使われないように、自分たちの情報を守ってほしい。(中学生)

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】

- 一元管理は、適正管理につながる。管理しやすいクラウドベースで考えた方が良い。

対策に反映させたポイント

- クラウドストレージサービスの活用についても今後検討していく。

実施状況・時期

- 9月頃に通知
学校におけるデータの管理等に係るルールの周知徹底

今後の展開

- データ管理・運用ルールの整理・再整備及び周知徹底を実施
- データを一元管理できるクラウド環境の構築及びデータ移行
- 学校が適切にデータを管理するための技術的支援体制の構築



個人情報の
取扱いの徹底



**横浜市立学校における
個人情報取扱いに関する補足資料**
～個人情報の適切な利用と危機管理～



令和 6 年 3 月 改訂版
横浜市教育委員会

2 市立学校の電子計算機処理に関わる個人情報の取扱い ※通知本文の再掲

各校組織として対応すること

- 学校長は、情報資産管理者（以下、「管理者」という。）として個人情報データ（以下、「データ」という。）の管理を行う。
- 端末機及び記録媒体（USBメモリ等）の利用は、当該校の教職員に限る。
 - 記録媒体：USBメモリ、外付けHDD、ストレージサーバ等。
- YCAN 端末機には、セキュリティワイヤー等により盗難防止策を行う。
 - 教育用のネットワーク（Y・YNET 及び新 Y・YNET）で利用する端末機などセキュリティワイヤー等で対応できない端末機等については、必ず鍵のかかる保管庫または、鍵のかかる場所等で保管する。
- 教育用ネットワークで利用する端末機（GIGAスクールで整備されたPC）について、ICTを活用した教育活動を進める上で、授業等における学習や子どもの健康観察、家庭と学校との連絡等において使用する。ただし学校でのクラウドサービス等の利用における個人情報の取り扱いには、教育活動上必要な範囲での利用し、かつ秘匿性の高い成績・連絡情報、家庭環境、病歴などは取り扱えない。

【参考：GIGAスクールで整備されたPCで取り扱える情報—P.11-P.42頁】

（ロイノート及びGoogleの利用にあたっては横浜市個人情報保護審議会の承認済である。）

 - 教育用ネットワークで利用する端末機（GIGAスクールで整備されたPC）とは、iPad・Chromebookのことである。
 - 教職員が研修等において教育用ネットワークで利用する端末機を使用する場合、学校長の許可を得て校外に持ち出すことができる。
 - 完成研修室や他の市立学校において研修などで端末機を使用する場合、指定されたネットワークに接続しなければならない。
 - （企業アクセスポイント等に接続してはならない）
- 情報セキュリティポリシーを策定し、教職員の共通理解を図る。
 - 情報セキュリティポリシーとは、組織における情報セキュリティに関する基本方針、対策基準、実施手順を合わせたものの総称。具体的には、本取扱い規定を基本として策定する。
- 情報セキュリティを確保するため、次の環境を整備する。

ア. 必要な端末機及び記録媒体を確保し、管理する。

 - 学校に必要な端末機及び記録媒体については、学校の財産として調達し、ネットワーク管理台帳、USBメモリ等の紛失時の情報資産台帳を作成し、適宜更新・管理する。

イ. ソフトウェアはサポート切れのものを使用しない等、確実なセキュリティ対策を行う。

 - システムやセキュリティ対策ソフトウェア等を最新の状態にしておくこと。OSやアプリケーションソフトには、開発が後に発見されたセキュリティ上問題となる脆弱性が存在するため、定期的にソフトウェアのアップデートを行う必要がある。
 - 端末機等に導入されたソフトウェアは、製造元が提供する修正プログラム等を導入するなど、常に安全で正しく機能する状態で使用するすること。
 - ただし、端末機の管理者や利用する情報システムの管理者が修正プログラム等の導入を制限している場合、当該管理者の指示に従うこと。
 - スタンダード版の端末でも、USBメモリなどの記憶媒体を結合してマルウェア（ウイルス）に感染させるという脅威も考えられ、安全ではないという認識を持つこと。
 - 購入したライセンス数以外の端末機等にソフトウェアをインストールしないこと。
 - 違法にコピーされたソフトウェアをインストールしないこと。
 - （注1）マルウェアとは、悪意をもって作られたプログラムの総称です。

ウ. 教職員のアクセス制限及び制御を行う。

 - 各端末へのID及びPassword認証や、Administrator又はPowerUser権限等の利用を制限設定、フォルダ毎のアクセス制限及び制御などを行う必要がある。
- データ管理は、紙、電子媒体を問わず、次のことを行う。

ア. データを集約し、一元管理を行う。

 - 複数のデータを一つの集約として集約し、又は一つの場所にも集約することにより、情報管理を効率的かつ安全に行うことができ、分散化による管理の不徹底や漏えいの危険性も回避できるようにする。
 - 一元管理を行う場合は、YCAN 等のサーバや教育委員会が認めるクラウドで取り扱う。

イ. 必ず鍵のかかる場所等で保管する。

 - USBメモリ等の小型の持ち出し可能な記録媒体は、企業等必ず鍵のかかる保管庫または、鍵のかかる場所等で保管する。
 - お墨について、封入書庫で保管する。それ以外は、鍵のかかる書庫等で保管する。
 - データが格納されたテープはセキュリティワイヤーで固定するが、鍵のかかる場所等で保管する。

- 9 -

物理的アプローチ ⑬

専門業者による点検(カメラの探査)/隠しカメラ探査機器の導入 ～子どもたちや保護者の不安の解消～

対策のねらい・内容

【専門業者による点検(カメラの探査)】

当該校において、専門業者により盗撮カメラの点検を実施し、不安を解消する。

【隠しカメラ探査機器の導入】

各学校教育事務所に、探査機器を10台程度配備し、各学校に貸し出すことで、自主点検の精度を向上させる。(導入機種 サンメカトロニクス製 SCH-80)

学校現場の声

【専門業者による点検(カメラの探査)】

専門業者が点検してくれたほうが安心 (保護者)

【隠しカメラ探査機器の導入】

複数の教員で目視点検しているが、専門家ではないので見逃していないか不安 (小学校)

有識者(対策検討委員)からの助言

【中嶋氏】

購入予定の機器は、この分野の専門メーカーによるものであり信頼性は高い。機器の使い勝手などもあるため、段階的な導入が適当

【専門業者】

昨今の盗撮はスマートフォンやタブレット端末によるものが多いほか、防犯用等としてネット販売されている小型カメラを悪用したものもある。

対策に反映させたポイント

- 様々なタイプの盗撮カメラに対応した機種を、まずは早急に手配できる台数を購入
- カメラのレンズのほか、撮影や、撮影データ送信を感知できる機器を調達

実施状況・時期

【専門業者による点検(カメラの探査)】

当該小学校では、8月21日に調査を実施し、異常がない旨確認済み

【隠しカメラ探査機器の導入】

8月下旬 各教育事務所に配備

9月～ 学校への貸し出し開始

今後の展開

【専門業者による点検(カメラの探査)】

一部の学校で抜き打ち的に実施する。
この旨を周知することにより抑止効果を働かせる。

【隠しカメラ探査機器の導入】

テスト運用を踏まえ、追加購入を検討

物理的アプローチ ⑬

専門業者による点検(カメラの探査)/隠しカメラ探査機器の導入 ～子どもたちや保護者の不安の解消～

専門業者による点検(カメラの探査)(8/21実施)



隠しカメラ探索機器



6 その他の対策等について

- 児童生徒性暴力対策協議会の設置(令和8年度予定)
- 子どもの人権についての校内研修や授業等の取組の充実
(『自分らしく幸せに生きるためのハンドブック』(令和7年4月発行)の活用)
- 性暴力に関する学校内、学校外の相談体制の充実強化検討(8月～)
- 校内の死角対策(安全点検のチェックリストに死角対策を追加・点検強化)(9月以降)
- 児童生徒が利用する図書館等教育施設において、学校に準ずる安全対策の順次導入など



今後始まる日本版DBS等の関係法令に対応するのはもちろんのこと、デジタルデバイスの進化やSNSの更なる発達など、社会環境の変化にもスピード感をもって対応していけるよう、有識者の知見を得ながら、学校を安全・安心な環境にするため、注力してまいります。